



栃木県公報

令和6(2024)年
1月9日(火)
第469号

目次

告 示

○栃木県一般会計補正予算等	15
○共同施行等の土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧	22
○道路の区域の変更	23
○道路の供用開始	23

公 告

○土地改良区役員の退就任	24
--------------	----

告 示

栃木県告示第8号

令和5年度栃木県一般会計補正予算(第4号)等については、令和5(2023)年12月21日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和6(2024)年1月9日

栃木県知事 福田 富一

1 令和5年度栃木県一般会計補正予算(第4号)

今回の補正予算は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に呼応し、エネルギー価格等の物価高騰による家計の負担軽減をはじめとして、農業者や交通事業者、医療機関・社会福祉施設等に対する支援を引き続き行うとともに、農林業の競争力強化や防災・減災、国土強靱化等の公共事業の速やかな執行を図るなど、当面する緊要な課題に適切に対処することとして編成したものである。

補正予算の総額は、409億4,703万円の増額となり、既定予算が9,987億6,200万円であったので、補正後の予算総額は、1兆397億903万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	264,000,000		264,000,000
2 地方消費税清算金	105,728,000		105,728,000
3 地方譲与税	39,497,000		39,497,000
4 地方特例交付金	1,400,000		1,400,000
5 地方交付税	144,500,000	207,808	144,707,808
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分担金及び負担金	4,003,301	795,414	4,798,715
8 使用料及び手数料	10,161,053		10,161,053
9 国庫支出金	137,194,912	24,506,808	161,701,720
10 財産収入	1,449,447		1,449,447

11	寄	附	金	74,455		74,455
12	繰	入	金	25,609,912		25,609,912
13	繰	越	金	2,757,397		2,757,397
14	諸	収	入	187,177,523	41,000	187,218,523
15	県		債	74,609,000	15,396,000	90,005,000
	合		計	998,762,000	40,947,030	1,039,709,030

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 議会費	1,500,699		1,500,699
2 総務費	42,558,073	449,200	43,007,273
3 民生費	115,549,239	1,177,880	116,727,119
4 衛生費	99,504,700	516,318	100,021,018
5 労働費	1,953,880		1,953,880
6 農林水産業費	40,073,400	8,857,996	48,931,396
7 商工費	174,824,542	959,520	175,784,062
8 土木費	90,878,028	28,546,211	119,424,239
9 警察費	44,504,950		44,504,950
10 教育費	180,003,393	296,905	180,300,298
11 災害復旧費	2,554,064	143,000	2,697,064
12 公債費	96,855,882		96,855,882
13 諸支出金	107,501,150		107,501,150
14 予備費	500,000		500,000
合 計	998,762,000	40,947,030	1,039,709,030

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区 分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 職員費	195,850,519		195,850,519
2 公共事業費	67,192,646	31,127,075	98,319,721
3 建設事業費	65,824,252	3,860,504	69,684,756
4 公債償還費	96,855,882		96,855,882
5 主要義務費	133,725,559		133,725,559
6 税交付金等	107,501,150		107,501,150
7 一般行政費	134,717,112	591,223	135,725,559
8 受託事務費	1,274,999		1,274,999
9 県単補助金	20,368,959	4,180,228	24,549,187

10 県単貸付金	167,365,826		167,365,826
11 災害復旧費	2,478,431		2,478,431
12 直轄事業負担金	5,606,665	1,188,000	5,606,665
合 計	998,762,000	40,947,030	1,039,709,030

部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説 明
〔経営管理部〕 1 私立学校給食費保護者負担軽減事業費	5,335	私立学校における給食食材費の高騰分に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 4,896 → (補正後) 10,231 ・対象校 3校(小学校、中学校)
2 私立学校エネルギー価格高騰対策支援事業費	14,466	私立学校における電気料金等の高騰分に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 25,495 → (補正後) 39,961 ・対象校 53校(小学校、中学校、高等学校、専修学校等)
〔生活文化スポーツ部〕 3 消費者行政活性化推進事業費	6,100	消費者啓発の推進に要する経費の補正 (補正前) 55,106 → (補正後) 61,206 ・事業内容 霊感商法を含む悪質商法の被害防止に向けた啓発
〔保健福祉部〕 4 医療機関・社会福祉施設等エネルギー価格等高騰対策支援事業費	1,204,523	医療機関・社会福祉施設等における電気料金等の高騰分に対する助成に要する経費の補正 (補正前) 1,280,661 → (補正後) 2,485,184 1 医療機関・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業費 572,868 (1)医療機関等物価高騰対策支援事業費 295,690 ・補助額 2.5万円/床(三次救急医療機関) 1万円/床(病院、有床診療所) 2.5万円/施設(無床診療所、歯科診療所、助産所) 1万円/施設(訪問看護ステーション等) (2)保険薬局物価高騰対策支援事業費 26,690 ・補助額 3万円/施設 (3)保護施設物価高騰対策支援事業費 1,030 ・補助額 6千円/定員(救護施設) 3.5万円/施設(授産施設) (4)介護施設等物価高騰対策支援事業費 178,134 ・補助額 6千円/定員(入所系) 3.5万円/施設(通所系) 1万円/施設(訪問系・短期系) (5)障害福祉施設等物価高騰対策支援事業費 34,179 ・補助額 6千円/定員(入所系) 2.5万円/施設(通所系)

		<p>1万円/施設（訪問系・相談系）</p> <p>(6)保育施設等物価高騰対策支援事業費 36,550 ・補助額 6千円/定員（児童養護施設等） 4万円/施設（私立幼稚園、認定こども園等） 2千円/施設（里親）</p> <p>(7)一般公衆浴場物価高騰対策支援事業費 595 ・補助額 14万円/施設（燃料費） 2万円/施設（電気料）</p> <p>2 社会福祉施設等車両燃料費高騰対策事業費 73,494 ・対象施設 保護施設、医療施設（訪問看護ステーション等）、介護施設、障害福祉施設、在宅訪問薬局、保育施設等 ・補助額 3千円/台（訪問利用車両） 6千円/台（通所利用車両）</p> <p>3 医療機関・社会福祉施設等食材料費高騰対策支援事業費 537,631 (1)医療機関食材料費高騰対策支援事業費 142,957 ・補助額 6.4千円/床 (2)社会福祉施設等食材料費高騰対策支援事業費 394,674 ・対象施設 救護施設、介護施設、障害福祉施設、児童養護施設等 ・補助額 6.4千円/定員（入所系） 2.1千円/定員（通所系）</p> <p>4 支給事務費 20,530</p>
5 看護師養成施設等エネルギー価格高騰対策支援事業費	434	<p>看護師養成施設等における電気料金等の高騰分に対する助成に要する経費の補正 （補正前） 591 →（補正後） 1,025 ・対象施設 11施設（看護師養成施設、准看護師養成施設、歯科衛生士養成施設、介護福祉士養成施設）</p>
6 フードバンク活動団体支援事業費	45,000	<p>生活困窮者を支援するフードバンク活動等に対する助成 ・実施主体 フードバンク活動等実施団体 ・補助対象 食料品及び日用品等の購入、冷蔵・冷凍設備、食品保管庫等の購入・設置等 ・補助限度額 3,000千円</p>
7 障害者福祉施設整備助成費	226,839	<p>障害者福祉施設の整備への助成に要する経費の補正 （補正前） 638,240 →（補正後） 865,079 ・補助率 3/4（国 1/2、県 1/4）</p> <p>1 共同生活援助事業所 71,400 2 放課後等デイサービス事業所 57,189 3 非常用自家発電設備 98,250</p>
8 幼稚園等性被害防止対策支援事業費	34,400	<p>幼稚園、児童養護施設等における性被害防止対策に係る設備等の導入に対する助成</p> <p>1 幼稚園 2,300 ・補助率 国 1/2 2 児童養護施設等 32,100 ・補助率 3/4（国 1/2、県 1/4）</p>

<p>〔環境森林部〕 9 林業・木材産業体質強化事業費</p>	<p>1,800,718</p>	<p>県が策定した「供給力・体質強化計画」に基づく川上から川下までの生産性向上等に要する経費</p> <p>1 林業・木材産業国際競争力強化総合対策事業費 474,043</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 森林組合等 ・補助率 1/2以内（間伐及び路網整備は定額） <p>(1)間伐材生産力強化事業費 367,528</p> <p>(2)路網整備事業費 95,000</p> <p>(3)高性能林業機械整備事業費 11,515</p> <p>2 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策事業費 520,425</p> <p>(1)木質バイオマスエネルギー転換促進施設整備事業費 494,425</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 製材事業者等 ・補助率 1/2以内 <p>(2)特用林産生産資材高騰対策事業費 26,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 きのこ生産者 ・補助対象 次期生産に必要な資材の購入 ・補助率 定額 <p>3 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策事業費 806,250</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 製材事業者、森林組合等 ・補助率 1/2以内（路網整備は定額） <p>(1)路網整備事業費 116,000</p> <p>(2)高性能林業機械整備事業費 9,150</p> <p>(3)木材加工流通施設等整備事業費 681,100</p>
<p>10 スマート林業推進事業費</p>	<p>91,400</p>	<p>本県林業の生産性等向上に資するスマート林業の推進に要する経費の補正</p> <p>(補正前) 136,922 → (補正後) 228,322</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 航空レーザ計測等のリモートセンシング技術を活用した森林資源や地形等の情報基盤整備
<p>〔産業労働観光部〕 11 LPガス料金激変緩和対策事業費</p>	<p>902,300</p>	<p>一般家庭等のLPガス料金の高騰分に対する助成に要する経費の補正</p> <p>(補正前) 1,093,000 → (補正後) 1,995,300</p> <p>1 LPガス料金激変緩和対策補助金 870,100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 LPガス販売業者 ・補助額 1,650円/世帯・者 <p>2 支給事務費 32,200</p>
<p>〔農政部〕 12 新規就農者経営発展緊急支援事業費</p>	<p>90,000</p>	<p>物価高騰の影響を受ける新規就農者の機械導入等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 市町 ・補助対象 農業用機械・施設の導入等 ・補助率 国 1/2、県 1/4

13担い手確保・経営強化支援事業費	320,000	<p>先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手が行う農業用機械・施設の導入等に対する助成</p> <p>1 担い手確保・経営強化支援事業費 300,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 市町 ・補助対象 農業用機械・施設の導入等 ・補助率 1/2 (融資を活用する場合は融資残額以内) <p>2 新たな担い手育成強化緊急対策推進事業費 20,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 市町 ・補助対象 新たな担い手の研修受入に係る営農経費 ・補助率 定額
14高温対策栽培体系転換支援事業費	2,543	<p>高温耐性品種の導入や高温対策栽培技術等の実証に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 農業者組織等 ・補助率 1/2
15競争力強化生産総合対策費	344,800	<p>産地の競争力強化を目的とした共同利用施設の整備等に対する助成に要する経費の補正</p> <p>(補正前) 755,405 → (補正後) 1,100,205</p> <p>1 産地生産基盤パワーアップ事業費 233,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 農業協同組合、農業者等 ・補助率 1/2 <p>2 園芸用ハウス事業継続強化対策事業費 21,600</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 農業用ハウスの補強、非常用電源・融雪装置等の整備に対する支援等 <p>3 農業支援サービス事業緊急拡大支援事業費 90,200</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 農業支援サービスの展開に必要なスマート農業機械等の導入に対する支援等
16県産小麦・大豆供給力強化事業費	284,597	<p>県産小麦・大豆の生産性向上や増産に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 生産者団体等 ・補助対象 団地化に向けた産地検討会の実施、安定多収技術の導入、増産に必要な施設の整備等 ・補助率 1/2、定額
17転換作物定着促進事業費	134,507	<p>水田の畑地化による産地づくり等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 市町、地域農業再生協議会等 ・補助対象 団地化に向けた関係者間の農地利用調整、畑地化協力金等 ・補助率 定額
18飼料高騰対策緊急支援事業費	1,381,176	<p>飼料価格の高騰により影響を受ける畜産農家等に対する助成に要する経費の補正</p> <p>(補正前) 1,398,881 → (補正後) 2,780,057</p> <p>1 配合飼料価格高騰緊急対策事業費 1,057,546</p> <p>(1) 配合飼料価格安定基金積立支援事業費 77,797</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 配合飼料価格安定制度において畜産農家等が負担する積立金額上昇分 ・補助額 200円/t <p>(2) 配合飼料購入支援事業費 979,749</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 配合飼料価格高騰相当分から配合飼料価格

		<p>安定制度による補填額を控除した額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額 2,500円/t <p>2 粗飼料購入支援事業費 323,630</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 粗飼料価格高騰相当分 ・補助額 乳用牛 5,000円/頭 肉用牛 750円/頭
19食肉流通安定化物価高騰対策事業費	13,365	<p>(株)栃木県畜産公社における電気料金等の高騰分に対する助成に要する経費の補正</p> <p>(補正前) 12,146 → (補正後) 25,511</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 1/2
20畜産環境対策総合支援事業費	713,580	<p>家畜ふん堆肥の高品質化等に必要な施設の整備等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 協議会等 ・補助対象 堆肥発酵処理施設の整備、堆肥の成分分析・検査等 ・補助率 1/2、定額
21地域公共交通等支援事業費	194,200	<p>燃料価格の高騰により影響を受ける地域公共交通事業者等に対する支援金の支給に要する経費の補正</p> <p>(補正前) 307,600 → (補正後) 501,800</p> <p>1 タクシー・貸切バス事業者支援事業費 119,500</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者 タクシー事業者、貸切バス事業者 ・補助額 2万円/台(タクシー) 10万円/台(貸切バス) <p>2 路線バス運行支援事業費 72,600</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者 路線バス事業者 ・補助額 18万円/台 <p>3 第三セクター鉄道支援事業費 2,100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者 真岡鐵道(株)
22貨物自動車運送事業者緊急支援事業費	252,230	<p>燃料価格の高騰により影響を受ける県内貨物自動車運送事業者に対する支援金の支給に要する経費の補正</p> <p>(補正前) 115,000 → (補正後) 367,300</p> <p>1 支援金 246,600</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 12千円/台(一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業) ・支給上限 100台/事業者 <p>2 支給事務費 5,700</p>
[教育委員会事務局] 23高等学校DX加速化推進事業費	200,000	<p>県立高等学校におけるICTを活用した文理横断的な探究的学びの強化に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 ICT機器や高度な実習設備の整備等
24県立学校給食費保護者負担軽減事業費	11,759	<p>県立学校における給食食材費の高騰分に対する助成に要する経費の補正</p> <p>(補正前) 11,069 → (補正後) 22,828</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象校 19校(特別支援学校、高等学校(夜間定時制))

〔共通事項〕 25エネルギー価格高騰 対策指定管理者 支 援 金	166,700	生活文化スポーツ部 保健福祉部 環境森林部 農政部 県土整備部 危機管理防災局 企業局 教育委員会事務局	77,500 35,000 1,000 27,500 8,000 200 2,500 15,000
26公 共 事 業 費	31,127,075	1 環境森林部 (補正前) 4,392,628 → (補正後) 5,104,862 ・ 治 山 ・ 森 林 整 備 ・ 自 然 公 園 等 ・ そ の 他 2 農政部 (補正前) 8,496,512 → (補正後) 11,348,342 ・ 土 地 改 良 3 県土整備部 (補正前) 54,303,506 → (補正後) 81,866,517 ・ 道 路 ・ 河 川 ・ 砂 防 ・ 都 市 計 画	712,234 356,000 298,138 43,000 15,096 2,851,830 11,348,342 27,563,011 81,866,517 14,561,000 11,685,011 1,317,000

2 令和5年度栃木県施設管理事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、指定管理者支援金に要する経費の補正に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
収 益 的 収 支	521,000	2,500	523,500	477,000	2,500	479,500
資 本 的 収 支	34,000		34,000	105,000		105,000
計	555,000	2,500	557,500	582,000	2,500	584,500

(財政課)

栃木県告示第9号

次の事業主体から申請のあった土地改良事業の施行に関し、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、土地改良事業計画及び規約について審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書及び規約の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第95条第3項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和6(2024)年1月9日

栃木県知事 福田 富 一

事業主体名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
徳次郎堰共同施行体	徳次郎地区土地改良（農業用排水施設）事業共同施行	令和6(2024)年1月10日から同年2月6日まで	令和6(2024)年2月21日	河内農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年1月9日から同年2月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年1月9日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 大田原芦野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
72	前	大田原市中田原字上深田西2135-1から 大田原市小滝字峰下1121-2まで	10.9～13.0	186.5	
	後	大田原市中田原字上深田西2135-1から 大田原市小滝字峰下1121-2まで	10.9～16.3	186.5	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 中田原寒井線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
337	前	大田原市小滝字峰下1129-2から 大田原市小滝字富士山1155-1まで	7.0～10.1	424.2	
	後	大田原市小滝字峰下1129-2から 大田原市小滝字富士山1155-1まで	9.5～26.1	424.2	

栃木県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年1月9日から同年2月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年1月9日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
34	主要地方道	大田原市寒井字上原1291-6から	令和6(2024)年

	黒磯黒羽線	大田原市寒井字五輪平1101まで	1月9日
306	一般県道 西那須野薄葉線	那須塩原市太夫塚3丁目221-11から 那須塩原市太夫塚3丁目221-39まで	令和6(2024)年 1月9日
337	一般県道 中田原寒井線	大田原市寒井字上原1319から 大田原市寒井字上原1291-2まで	令和6(2024)年 1月9日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6(2024)年1月9日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
鬼怒川右岸 土地改良区	理 事	黒須 芳雄		宇都宮市東刑部町551	令和5 (2023). 3.16	
栃木市東部 土地改良区	理 事	若色 利夫		栃木市今泉町1-19-18	令和5 (2023). 4.25	
	〃		牛久 秀一	〃 〃 1-26-4		令和5 (2023). 12.7
三 和 土地改良区	理 事	安藤 和雄	安藤 和雄	足利市板倉町263	令和5 (2023). 11.28	令和5 (2023). 11.29
	〃	入江 泰三	入江 泰三	〃 〃 143-1	〃	〃
	〃	金井 達夫	金井 達夫	〃 栗谷町62-5	〃	〃
	〃	桑沢久次郎	桑沢久次郎	〃 板倉町867-5	〃	〃
	〃	近藤眞一郎	近藤眞一郎	〃 〃 208-2	〃	〃
	〃	近藤 忠光	近藤 忠光	〃 〃 262	〃	〃
	〃	島村 誠	島村 誠	〃 〃 1422-1	〃	〃
	〃	田米開 諭	田米開 諭	〃 栗谷町370	〃	〃
	〃	殿岡 健治	殿岡 健治	〃 松田町634-4	〃	〃
	〃	三俣 富司	三俣 富司	〃 板倉町1206	〃	〃
	〃	和田 勝	和田 勝	〃 栗谷町794	〃	〃
	〃	和田 實	和田 實	〃 〃 314	〃	〃
〃	和田 泰	和田 泰	〃 〃 104	〃	〃	

監事	堀江 實	堀江 實	足利市板倉町566-6	令和5 (2023). 11.28	令和5 (2023). 11.29
〃	齊藤 誠		〃 〃 247-4	〃	
〃	田米開 茂		〃 葉鹿町1-5-8	〃	
〃		堀江 正司	〃 板倉町659		令和5 (2023). 11.29
〃		茂木 一	〃 〃 140-3		〃

(農地整備課)